

平成29年度第1回青森市障がい者差別解消調整委員会 会議概要

開催日時 平成29年11月8日(水) 18:30~20:00

開催場所 青森市役所議会棟第1委員会室

出席委員 杉山克己委員長、天野高志副委員長、桐原郁子委員、今栄利子委員、作間和博委員、櫻庭洋一委員、須藤豊治委員、津川清一委員、西村吉隆委員、前田保委員、村上秀一委員 《計11名》

欠席委員 なし

事務局 福祉部長 能代谷潤治、福祉部次長 荒内隆浩、健康福祉課長 花田清志、障がい者支援課副参事 白戸高史、同課主幹 高木康人、同課主査 佐藤進一、同課主査 中川一哉、同課主査 笹原まい子 《計8名》

会議次第

1 開会

福祉部長あいさつ

2 組織会

- (1) 委員紹介
- (2) 事務局紹介
- (3) 委員長及び副委員長選出

3 議事

- (1) 青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例について
- (2) 青森市障がい者差別解消調整委員会について
- (3) 障がいを理由とする差別に関する相談事案について
- (4) 周知・啓発の取組について
- (5) その他

4 閉会

議事要旨

1 青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例について

事務局から青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例について説明があった。

○委員

条例において、障がい及び障がいのある人が交流することができるよう必要な取組を行うとあるが、具体的にどのようなことを行っていくのかが示されていない。

○事務局

障がいのある人との交流について具体的なものは、これまでも行ってきた取組を継続・拡充していく。

また、新たな取組については、障がい者総合プランなどの計画の策定にあたり、委員の方々にご意見をいただく段階や、予算編成における事務事業の構築時において、その都度、皆様にご紹介していきたい。

○委員長

青森市においても、障がい者の支援に関する計画を策定しているのではないかと。

○事務局

本市においても障がい者総合プランなどの計画を策定しているが、計画では具体的な取組は盛り込めないことから、結果として、毎年度ごとにPR活動を行っている状況であり、今後も同じ方法になると思う。

しかし、障がいのある方、また市民の皆様にとってわかりやすいように工夫するなどして、交流に向けた取組を進めていきたい。

○委員長

本委員会の開催回数については、条例では示されていないが、毎年度、PRに向けてどのような計画を立てて、その結果がどうだったのか、委員の皆様にご報告し意見をいただくためにも、少なくとも年2回は開催するよう事務局で検討していただきたい。

○委員

この条例では、差別解消のためのあっせん等の対象となる範囲が明確になっていない。

例えば、青森市で差別があった場合なのか、それとも青森市民が市外で差別を受けた場合も対象となるのか。

想定しているものがあればお示しいただきたい。

○事務局

あくまでも青森市内で発生した事案についてである。市外で発生した事案については、その自治体において対応することになる。ただし、青森市として、その自治体に対し対応を依頼することはできると考えている。

2 青森市障がい者差別解消調整委員会について

事務局から青森市障がい者差別解消調整委員会について説明があった。

○委員長

役割の2つ目の障害者差別解消支援地域協議会について、年2回開催というのはいいが、開催時期を年度初めと年度末とした場合、前年度末から翌年度初めでまでの期間があまりにも短いので、春と秋などの開催としたほうがいいのではないか。

○事務局

委員長のおっしゃるとおり、春先に今年度の取組についてご報告し、ご意見をいただいた上で、秋頃に来年度の取組についてご意見をいただき、当初予算に反映させていくためにも、春と秋の2回の開催としたい。

○委員

役割の2つ目の障害者差別解消支援地域協議会について、協議会の構成員はどのような団体になるのか。

○事務局

障がい者差別解消調整委員会は、2つの看板をもっており、あっせん等を行うことについての判断をする調整委員会としての役割、また、障害者差別解消法第17条に規定する支援地域協議会の役割も担っており、お集まりの皆様がその構成員となる。

3 障がいを理由とする差別に関する相談事案について

事務局から障がいを理由とする差別に関する相談事案について説明があった。

○委員

市役所の職員の障がいのある人に対する対応が良くない。

普段、障がいのある人の対応をする機会が少ない課においては、障がいのある人に対する理解がないというか、不愉快な対応をする職員もいる。

庁内の各部署に対する対応マニュアルは作成していないのか。

○事務局

本来であれば条例が施行された4月に、職員対応マニュアルの作成を完了し、職員に示すことができればよかったが、今まさに作成しているところであり、完成した際には職員、とりわけ普段、障がいのある人と接する機会が少ない部署の職員に理解してもらうよう努め

ていきたい。

4 周知・啓発の取組について

事務局から周知・啓発の取組について説明があった。

○委員

「知ることからはじめる障がいへの理解」のハンドブックの作成・配布とあるが、どこに、どのように配布しているのか。

○事務局

現在は、障がい者支援課の窓口で配布しているところであるが、参考資料5の条例のリーフレットも完成したことから、併せて関係機関に配布していきたい。

○委員

関係機関はどこを想定しているのか。

○事務局

毎年作成している福祉ガイドブックを配布している関係機関を想定しており、学校関係や福祉関係の機関を想定している。

○委員

医療関係にも配布してほしい。

また、昨年度、作成・配布したヘルプカードの時も同様であるが、ただ配布するだけでは無く、どのように周知していくかが重要になってくるので、画期的な周知方法で取り組んでいくことも必要だと思う。

○事務局

現在は、まず配布することに重点を置いているところだが、今後は機会があるたびに出向いて周知していきたい。

○委員

障がい者支援課の窓口だけでなく、市民課の窓口などにも置くことはできないのか。

○事務局

市民課や支所などにも置いていく。

○委員長

教育委員会との協議が必要になってくるが、小・中学校の授業の一環として、周知する機会があればいいと思う。

○委員

出前トークというのがあったのではないか。

○事務局

受身の姿勢になるが、障がいのある人の理解を深める講座などの開催希望があればやっていきたい。

また、今回の資料には無いが、市内の全学校に「ともに生きる」という冊子を副読本として配布しており、全学校においてとはいかないが、授業で活用していただいている。

○委員

介護保険のお手伝いをさせてもらっている立場から、介護保険などの関係機関も併せて、地域住民の身近なところにある施設として、地域包括支援センターにも配布してはどうか。

○事務局

委員のおっしゃるとおり、地域包括支援センターにも置いていきたい。

○委員

議事の3の相談事案を見ても、やはり、市民が障がいのある人に対する理解がまだ足りないと感じた。市が啓発活動をする上で、障がいのある人とはこういうものなんだ、ということをもっと市民に理解してもらうことで、解決する事案も多くなってくると思う。